

基調報告

皆さまをはじめ、社会福祉法人富山県聴覚障害者協会を中心した実行委員会の力強いご支援により、第30回ろう教育を考える全国討論集会在、富山湾の幸、立山連峰の幸に恵まれた富山県・富山市にて開催されるにあたり、基調報告をさせていただきます。

きこえない・きこえにくい子どもたちの教育は、1878年設立の京都盲啞院から始まり、手話による教育が確立されました。その後、1880年にイタリアのミラノで開催された国際会議において、ろう教育では読唇と発声訓練を中心とする口話法を教えることが決議されました。それを受けて、我が国のろう教育では口話法が用いられるようになり、1933年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止となりました。これにより、きこえない子どもたちは口話法を押し付けられることになり、きこえない子どもたちの尊厳は著しく傷つけられた時代がありました。私たちの運動により、学校教育の現場では、再び手話による教育が広がってきています。手話による学校教育をさらに発展させ、全国に広げていくために、きこえない・きこえにくい子どもが生きていくうえで、アイデンティティを確立することはとても大切なことです。このアイデンティティ確立のために、手話言語を獲得することは不可欠です。

2006年に国連総会で障害者権利条約が採択されました。言語の定義に手話が含まれ、教育においても手話を習得することなどが規定されています。第24条（教育）は、きこえない・きこえにくい子どもに対する教育において、手話の奨励と促進に肯定的かつ積極的に取り組むことが重要であると謳われています。きこえない・きこえにくい子どもたちにとっては、幼児期からの手話の早期獲得が言語発達に不可欠です。手話言語によって、きこえる子どもと同等の言語発達が見込まれます。

最近、人工内耳の技術進歩が進み、人工内耳装用児・者は増加しています。それに伴いさまざまな課題が出ています。特に、ろう教育の現場では人工内耳装用児の増加のため、一人ひとりの対応の幅が格段に拡がり、教職員の対応の課題も多岐にわたっています。全日本ろうあ連盟が公表した「人工内耳に対する見解」では、医療・療育・教育・福祉・行政などと連携し、人工内耳を含む、きこえない・きこえにくい子どもたちに対する支援体制の確立が必要です。ろう教育を考える全国協議会としても、全日本ろうあ連盟とともに取り組んでいきたいと思っております。

2017年度は文部科学省において、「特別支援学校学習指導要領の改訂」の動きがありました。手話を音声言語と対等の言語として位置づけ、幼児期からの手話言語の獲得とその

活用を保障されることは重要であります。学校等における指導方法・内容の充実として「①手話等を積極的に使うこと」、「②手話等のコミュニケーション能力を伸ばすこと」が明記されました。一方で、手話言語条例においてろう学校における教職員や保護者を含めた手話言語習得の機会の確保を明記し、施策として行っている自治体も見られます。中でも2017年3月に成立した大阪府の手話言語条例ではろう児の手話言語の獲得を条文で明記し、現在その実践として「こめっこ」が運営されています。このような早期教育支援が必要と考えます。

全日本ろうあ連盟が全国の仲間たちと一緒に「手話はいのち」、「手話は生きる力」という思いを掲げ、地域のろう協会などの積極的な要望、署名運動や「手話言語フォーラム」開催などの取り組み、また「手話言語法」制定推進運動による手話、ろう者への理解の広まりにより、手話言語条例を制定する自治体が飛躍的に増え、2018年8月17日現在で185自治体の手話言語条例を成立・施行しました。さらに手話言語条例を検討している自治体も増えつつあります。手話言語法の制定に向けた大きな結末であり、一般財団法人全日本ろうあ連盟とともに運動を続けていきたいと思えます。また、2017年12月、国連において9月23日を「手話言語の国際デー」と定めることが採択されました。国際レベルで手話言語が音声言語と対等であることを認め、きこえない・きこえにくい人の人権が完全に保障されることを啓発する、私たちにとって記念すべき日となります。ろう教育などの現場においても、いつでもどこでもだれでも自由に情報を受け取ったり発信したり、コミュニケーション方法や手段を自らの意思で自由に選択できる社会となるよう、「手話言語の国際デー」の普及・啓発が重要と考えます。

今後のろう教育がどのように展開されているのか、ここ富山の地で語り、学び合った私たちが、ろう教育のより良い未来を作るため、子どもたちの生き生きとした今と豊かな未来のために、それぞれの地域や学校において、当事者を中心としたさまざまな関係者、仲間とともに語り合い、そして行動をしていきましょう。

ろう教育を考える全国討論集会が30年も重ねて来た歴史の中で、障害者権利条約の批准をはじめとする「言語としての手話」を確立していく環境整備が進められていることは大きな意義であり、今後のろう教育の充実につながると確信します。

学校における手話の普及のために、ろう教育を考える全国協議会として出版した「学校の手話」は、全国の主要書店でも販売されています。「学校の手話」などの本が多くの人々の目にとまることにより、ろう教育を考える全国協議会の存在を知っていただき、教育現場の教職員・保護者・生徒たちが手話を習得していただく大切な取り組みです。私たちは

「分かることは、分かる授業、仲間との自由な会話」が子どもたちの豊かな成長に欠かせないと考えています。まさに、ろう教育を考える全国協議会が、ろう教育を発展させる役割を果たしていることを自覚し、仲間の輪を広げていきたいと思えます。

ろう教育を考える全国協議会には、ひとつ星・さかど、東京都のろう教育を考える会が新たに参加し、22 団体となりました。未加入の団体も是非ろう教育を考える全国協議会に参加をお願いしまして、基調報告とさせていただきます。